

平成25年度 公益財団法人国際湖沼環境委員会事業計画書

公益目的事業

I. 世界の湖沼保全のための基盤事業

1. 科学委員活動運営事業

科学委員会の開催および委員との連絡調整・意見交換

科学委員会委員との連絡調整会議の開催等を行い、気候変動に伴う湖沼等の淡水資源への影響をはじめ、世界の湖沼が直面する課題への取り組みについて情報交換を行う。

2. 世界湖沼会議企画協力事業

第15回世界湖沼会議の開催に向け、プレ会議の開催等を含めた連絡調整を進める。

併せて、第16回世界湖沼会議の開催に向けた現地視察等の準備・連絡調整を進める。

3. 世界湖沼データベース・知識ベース整備事業

当財団が所蔵する「世界湖沼データベース・知識ベース」の適正な管理および開発を行う。

4. 湖沼保全活動広報啓発事業

(1) 国際的科学ジャーナル誌”Lakes & Reservoirs”の編集・発行事業

湖沼環境に関する国際的な科学ジャーナル誌”Lakes & Reservoirs”を、科学委員の監修により年4回編集・発行する。

(2) ニュースレター発行等事業

当財団の活動を広報するため、年2回（日・英語）のニュースレターを発行するほか、ILECの活動とその財務等を積極的にインターネットによって情報提供を行うとともに、世界の湖沼の環境問題について普及啓発を行う。

(3) メールマガジン等による情報配信事業

当財団の広報を強化するため、メールマガジン、Facebookの運用を行い、活動情報を国内外に広く配信する。

(4) 海外向け琵琶湖情報発信ツール制作事業

滋賀県からの委託を受けて、海外向けの琵琶湖情報を紹介するツールの制作を行い、また、それを活用した滋賀県の情報発信機能の強化を行う。

II. 湖沼流域管理研修等事業

1. I L B M研修事業

独立行政法人国際協力機構（JICA）からの委託を受けて、平成2年度から実施している湖沼水質保全研修の第24回集団研修（平成25年8月～10月）を「湖沼環境保全のための統合的流域管理研修」として開発途上国の技術系行政官および研究者を対象に実施する。

2. 環境教育事業開発

これまで13回にわたりJICAより委託を受けていた「水環境を主題とする環境教育研修」に代わる新たな環境教育研修の検討を行うほか、企業・学校教育機関・地方自治体等と連携した環境教育事業を進める。

Ⅲ. 国際機関との共同連携による統合的湖沼流域管理等事業

1. UNEP共同協力事業

新たに締結したMOUに基づき、UNEP-DEWA等と共同して実施する途上国に向けたILBMの開発・普及の推進を図る。

2. 国際越境水域評価プログラム推進事業

GEFからの委託事業である大規模プロジェクト「国際越境水域評価プログラム(TWAP-FSP)」について、滋賀大学及びテキサス州立大学と連携し、国際越境湖沼に関する評価を進めるとともに、専門家会合等の議論を通じてプロジェクトの推進を図る。

3. ILBM国際連携推進事業

(1) SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSИ)連携事業

IPSИ(事務局:国連大学高等研究所)の協力活動として、生物多様性保全の観点から、世界の湖沼環境保全に向けた統合的湖沼流域管理(ILBM)の提唱を行う。

(2) 湖沼流域情報収集技術検討事業

湖沼流域の管理技術として有用なGIS手法やリモートセンシング手法での情報収集技術の検討を進める。

(3) 湖沼流域政策研究事業

日本および海外の湖沼について、統合的湖沼流域管理(ILBM)を推進するため、引き続き滋賀大学、滋賀県立大学との研究協力協定を延長し、「流域政策研究フォーラム」において、琵琶湖周辺の大学・研究機関が連携して湖沼流域政策研究を進める。

(4) ILBMハートウエア国際ワークショップ等協力事業

滋賀大学の「ILBMハートウエア国際ワークショップ」や同専門家会議の開催に協力する。

4. ILBM普及啓発事業

(1) 「第5回アフリカ開発会議(TICAD V)」パートナーシップ事業

環境再生保全機構からの助成を受け、平成25年(2013年)6/1-3に、日本政府主導で横浜で開催される「第5回アフリカ開発会議(TICAD V)」にパートナーシップ事業として参加し、TICAD Vの参加者や市民を対象とするセミナーを開催し、アフリカにおけるILBMの更なる推進を図る。

(2) 「ILBMプラットフォームのためのガイドライン」改訂版の作成

平成23年度に作成した、流域の特性に応じた気候変動への適応策を含め、湖沼が直面する課題についてまとめた「ILBMプラットフォームのためのガイドライン」について、本年度も引き続き改訂版を作成する。

法人会計

1. 公益財団法人運營業務

公益財団法人に関する関係法令等を遵守し、適正な財団運営に努める。

2. UNEPセンター施設管理運營業務

国連環境計画国際環境技術センターの敷地(面積12,719㎡)と建物(延面積3,018㎡)の適切な維持管理を実施する。